

2020年5月8日

各 位

会社名 株式会社セブン銀行
 代表者名 代表取締役社長 舟竹 泰昭
 (コード番号：8410 東証第一部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 企画部長 河田 久尚
 (TEL：03-3211-3041)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月8日開催の取締役会において、下記の定款の一部変更について、2020年6月22日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能の強化をはかることを目的として、現行定款第19条に定める取締役の員数の上限を11名から9名に変更するものであります。
- (2) 取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第23条第1項に定める取締役会の招集権者および第24条に定める取締役会の議長を、取締役会において予め定めた取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>11名</u> 以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>9名</u> 以内とする。
(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 <u>取締役社長</u> がこれを招集する。 <u>取締役社長</u> に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役にこれを代わる。	(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 <u>取締役会</u> において予め定めた取締役にこれを招集する。 <u>予め定めた取締役</u> に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役にこれを代わる。
2. ～ 3. (条文省略)	2. ～ 3. (現行どおり)

<p>(取締役会の議長) 第 24 条 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。 <u>取締役社長</u>に事故がある時は、<u>予め取締役会の定める順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の議長) 第 24 条 取締役会の議長は、<u>前条第 1 項に従い定めた取締役</u>がこれに当たる。<u>予め定めた取締役に事故</u>がある時は、<u>予め取締役会の定める順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020 年 6 月 22 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2020 年 6 月 22 日 (予定)

以 上